東京都市計画地区計画
放射７号線西大泉・大泉学園町地区地区計画　総括図
〔練馬区決定〕

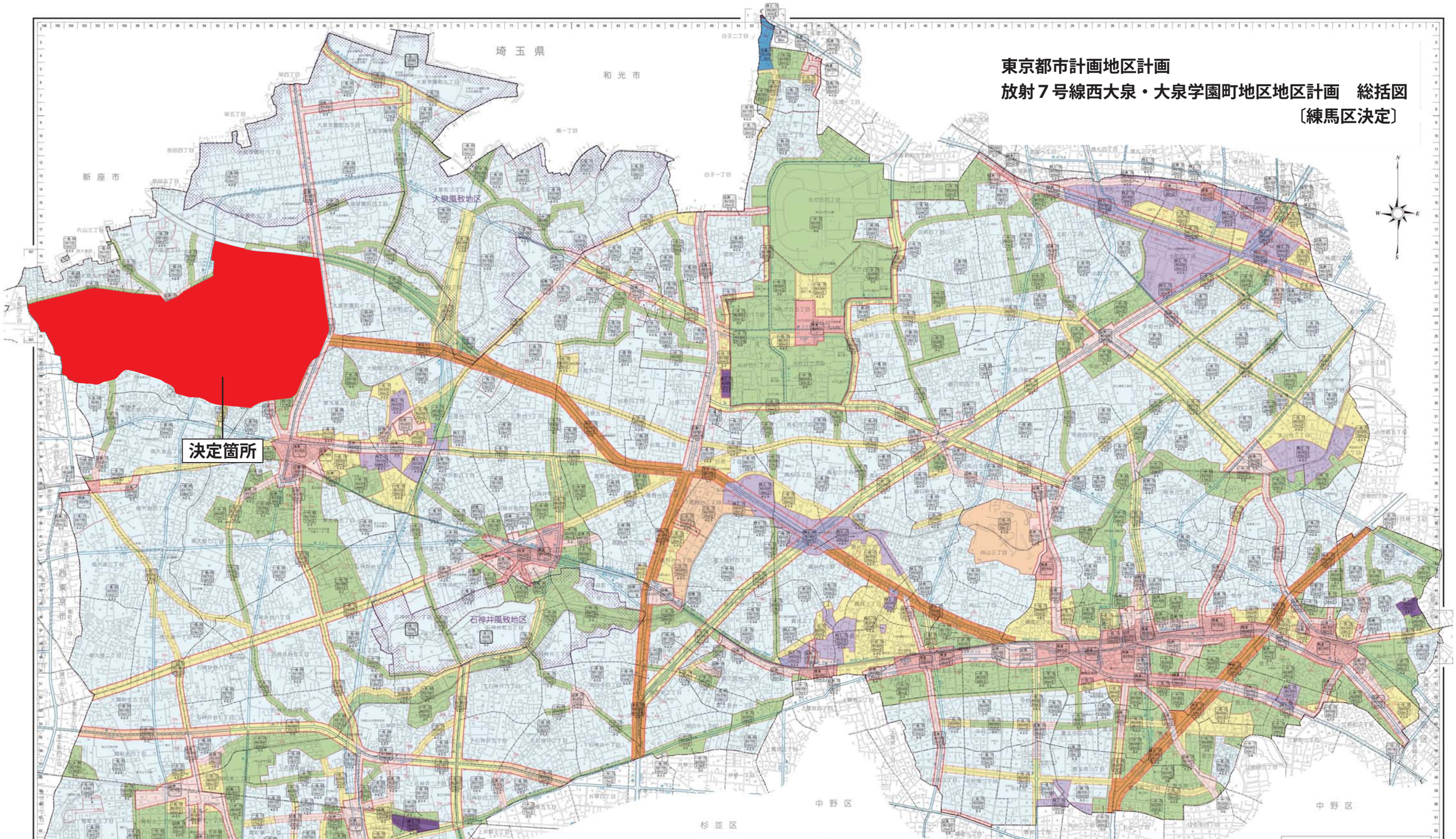

大泉学園駅周辺拡大図

練馬駅北口周辺拡大図

凡　例

用途地域図の記号

用途地域（特別用途地区）	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域（特別工業地区）
工業	工業地域

高度地区	
①	第１種高度地区
②	第２種高度地区
17m①	17m 第１種高度地区
17m②	17m 第２種高度地区
17m③	17m 第３種高度地区
20m②	20m 第２種高度地区
20m③	20m 第３種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第２種高度地区
25m③	25m 第３種高度地区
30m②	30m 第２種高度地区
30m③	30m 第３種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第３種高度地区

防火地域等の指定	
防火地域	
準防火地域	
防火指定なし	

風致地区	
風致地区	

注意事項

1. 本図は、用途地域、特別用途地区（＝特別工業地区）、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口に備え置く指定図で確認してください。
(1) 練馬区都市整備部都市計画課（本庁舎 16 階）
(2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談係（都庁第二本庁舎 21 階）
2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図２（都市施設等）」をご覧ください。
3. 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧になれます。（http://www.city.nerima.tokyo.jp/）
4. 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定（帯状に道路両側に指定されているもの）では、基本的には道路と敷地の境界線から 20m です。30m のものは、「―30m」の表示があります。
5. 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。

1：20,000

株式会社 武揚堂 調製 印刷

平成27年4月作成　練馬区都市計画課